

# 富山県ボランティア・NPO協働ガイドライン

平成16年3月

富 山 県

## 目 次

<b>1</b>	<b>ガイドライン策定の背景</b>	<b>1</b>
<b>2</b>	<b>用語の定義</b>	<b>2</b>
	(1) 協働のパートナーとしての NPO とは	
	(2) 協働とは	
<b>3</b>	<b>県とボランティアグループ・個人との協力</b>	<b>4</b>
	(1) ボランティアグループ・個人との協力の重要性	
	(2) ボランティアグループ・個人との協力における留意点	
	(3) 「協力」から「協働」へ	
<b>4</b>	<b>NPO との協働の基本的考え方</b>	<b>6</b>
	(1) 協働の意義	
	(2) 協働における3つの基本原則	
	(3) 協働の領域と手法	
	(4) 協働になじむ事業分野	
<b>5</b>	<b>協働事業の進め方</b>	<b>13</b>
	(1) 協働事業選定における協働	
	(2) 協働手法選定における協働	
	(3) 協働する NPO の決定	
	(4) 事業実施前の協働	
	(5) 事業実施中の協働	
	(6) 事業実施後の協働	
<b>6</b>	<b>本県の協働事業の現状と展望</b>	<b>17</b>
	(1) 本県協働事業に係る調査結果	
	(2) 県内 NPO 調査結果	
	(3) 協働可能事業	
<b>7</b>	<b>協働に向けた課題</b>	<b>19</b>
	(1) 県、NPO それぞれの課題	
	(2) 情報収集・提供システムの確立	
	(3) 協働コーディネーターの育成	
<b>8</b>	<b>協働推進のための今後の取組</b>	<b>20</b>
	(1) 協働パイロット事業の実施	
	(2) 理解の促進	
	(3) 情報収集・提供システムの充実	
	(4) NPO への支援	
	(5) 体制の整備	
	<b>附属資料</b>	<b>25</b>
	1 協働事業評価シート例	
	2 県の各部局から提示された協働希望事業一覧	
	3 NPO から提示された協働希望事業一覧	
	4 全国における協働事例	
	<b>参考</b>	<b>32</b>
	1 富山県ボランティア・NPO 協働ガイドラインの策定経緯	
	2 富山県ボランティア・NPO 協働ガイドライン策定委員名簿	

## 1 ガイドライン策定の背景

今日、少子高齢化、高度情報化、国際化など私たちの社会環境は著しくしかも急速に変化しています。また、人々の価値観もますます多様化し、地域の課題やニーズも一層複雑化、多様化していますが、行政は、常にこれらの県民ニーズに的確に対応した公共サービスの提供を求められています。

しかし、公共サービスを行政が主導し行政自身が行うというこれまでの社会システムでは、これらの県民ニーズに的確に対応することが困難になっていると言わざるを得ません。また、地方財政は大変厳しく、これまで以上に財政規模の拡大ができない状況にあることから、行政の簡素・効率化や質の高い公共サービスを効果的に提供できる行政システムの構築が必要となっています。

一方、自らの知識や経験を社会のために活かしたいとの意欲から、県民の間にボランティアや NPO の社会貢献活動が増えています。さらに社会的な課題を解決するのはすべて行政の責任であるという従来の考え方から脱却し、様々な課題を自らの課題でもありと位置付け、これらに主体的に取り組んでいく県民の活動が定着しつつあり、NPO は今後の地域づくりや公共サービスの新たな担い手として期待が高まってきています。

このような中、行政が単独で活動するよりも、NPO と行政がお互いの利点・特性を活かして共通の目的のもとに協働することで、多様化する県民ニーズに的確かつ効果的に対応できる場合があります。これまで県は、ボランティアやボランティアグループとの協力が中心でしたが、県内では数多くの NPO が活躍しており、また NPO 法人も年々増加していることから、今後はボランティアとの協力に加え、NPO との協働の機会が様々な事業において広がっていくものと考えられます。

しかしながら、県では NPO との協働がまだまだ少ない現状にあります。行っている場合であっても、共通の目的を持って、対等の立場で協議して事業を進めているとは必ずしも言えない状況です。

その要因としては、職員の NPO や協働への理解が進んでいないことや、協働事業や NPO に関する情報の収集・提供が十分でないこと、さらには、協働とは何なのか、協働の目的はどこにあるのかなどの基本的な考え方や、協働の進め方が整理されていないことなどが考えられます。

このため県では、県民との新たなパートナーシップの構築を目指す手段のひとつとして協働をとらえ、今後、全庁的に NPO との協働を進めていくため、協働に関する基本的な考え方や進め方、そして今後の取組みを示したガイドラインを策定するものです。

## 2 用語の定義

このガイドラインでは、各種の用語は、次のように定義します。

### (1) 協働のパートナーとしての NPO とは

このガイドラインにおける協働のパートナーとしての NPO は、ボランティア団体や特定非営利活動法人（NPO 法人）のほか、社団・財団法人、社会福祉法人、地縁団体などの営利を目的としない団体で、自発性に基づいて、自立的・継続的に社会貢献活動を行う団体（組織体）を言います。ただし、いわゆる県の外郭団体はここで言う NPO から除き、行政に準じた取扱いとします。

NPO は、Nonprofit Organization 又は Not for profit organization の略として一般に使われている用語であり、直訳すると「非営利団体」となりますが、一般的には「営利を目的としない民間団体」の総称として、行政（第一セクター）及び営利企業（第二セクター）と並ぶ第三のセクターを指して使われています。

このガイドラインでは、行政との協働の観点から、NPO とは、ボランティア団体や特定非営利活動法人（NPO 法人）のほか、社団・財団法人、社会福祉法人、地縁団体などの営利を目的としない団体で、自発性に基づいて、自立的・継続的に社会貢献活動を行う団体（組織体）を言うこととします。

したがって、県が大部分を出資し県と一体となって行政目的を遂行している公益法人等のいわゆる外郭団体は、ここで言う NPO には含めず、むしろ行政に準じた取扱いとします。また、地縁団体は、その構成員である住民の福祉を超えた社会貢献活動を自発的に行う場合には NPO に含めます。個人やボランティアグループは組織としての形態を備えていないことから、ここで言う NPO には含めませんが、「行政とボランティアとの協力」として重要なパートナーと考えます。

なお、ボランティア等は次のように考えられています。

#### ア ボランティア

自発的な意思に基づいて社会貢献活動を行う個人を言います。

#### イ ボランティアグループ

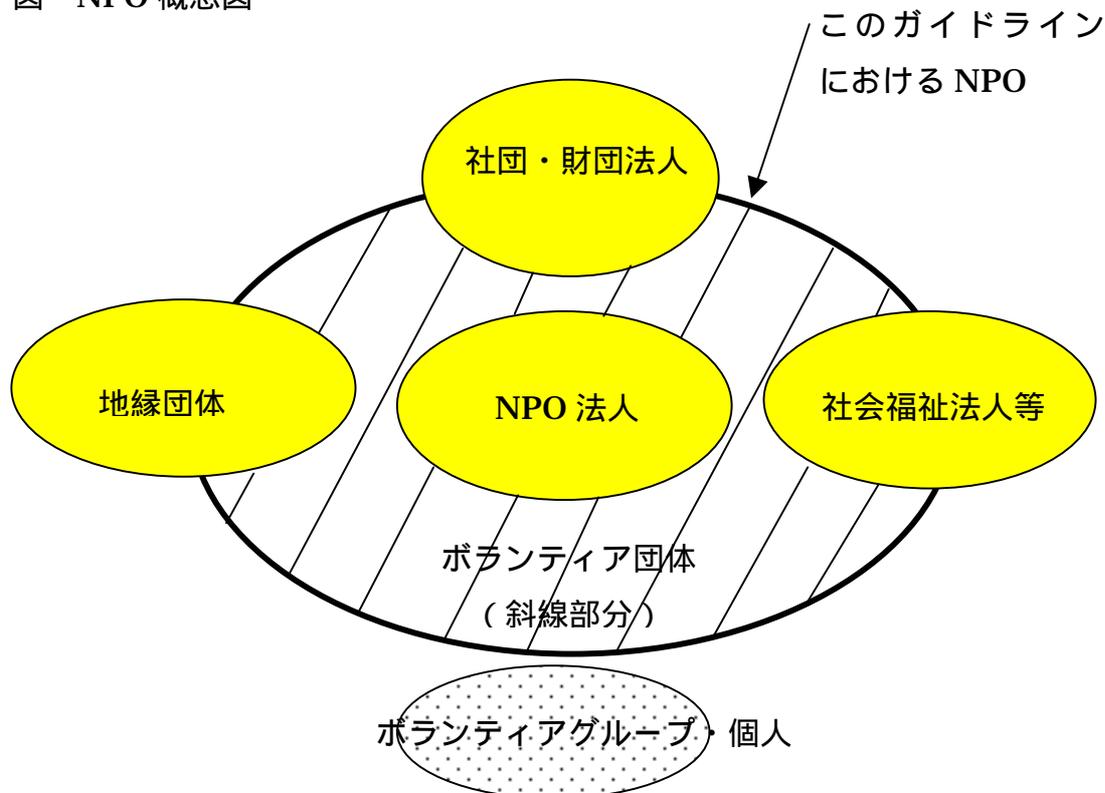
目的を同じくするボランティアの有志の集まりで、組織としての形態を備えるまでにいたっていないものを言います。

#### ウ ボランティア団体

ボランティアの団体や市民活動団体のうち、団体の会則や代表者が決まっており、事務局機能を持つなど組織としての形態が整っている団体で、法人格を有していないものを言います。

これらを図で表すと次のとおりです。

図 NPO 概念図



## (2) 協働とは

このガイドラインでは、協働を、「NPO と行政が相互に相手の行動原理や特性を認め、対等な立場で、共通する公共的課題の解決に向け、公共サービスの提供などで連携すること。」と位置付けます。

協働とは、基本的には、「NPO と行政が、公共サービスの提供などで連携すること。」です。しかし、協働の意義とも関連しますが、このガイドラインでは、

共通の公共的課題を解決していくという共通認識があること。

相互に相手の行動原理や特性を理解できていること。

対等な立場であり、これを互いに尊重していること。

の3点を重視します。

したがって、このガイドラインでは、協働を「NPO と行政が相互に相手の行動原理や特性を認め、対等な立場で、共通する公共的課題の解決に向け、公共サービスの提供などで連携すること。」と位置付けます。

### 3 県とボランティアグループ・個人との協力

#### (1) ボランティアグループ・個人との協力の重要性

行政とボランティアグループ・個人との協力は、公共サービスのレベルアップや職員の資質向上につながるほか、県民がボランティア活動を行う機会の拡大となるなどの意義もあり、県として積極的に推進します。

行政は、ボランティアグループ・個人との間において様々な協力を行っています。なお、組織体である NPO との「協働」と分けて考えるため、このガイドラインでは、ボランティアグループ・個人との連携を「協力」と呼ぶこととします。

例えば、美術館・博物館における展示品解説ボランティア、福祉施設入所者の食事・入浴・外出などのサポートボランティア、総合病院の入院患者のサポート、院内案内、申込書代筆のボランティアなどがこれに該当し、県の多くの施設でも行われています。

このような協力は、まず公共サービスのレベルアップをもたらします。これは単にボランティアというスタッフが増加したことによる量的なレベルアップだけでなく、ボランティアが持つ機動性や柔軟性などが活かされることによって、きめ細かで柔軟な行政サービスの提供が可能になるなど質的なレベルアップをもたらします。また、職場にボランティアが存在することは、「県民の目」が職場にあるということでもあり、職員にとって良い刺激となることから、公共サービスのプロとしての自覚を高め、資質の向上につながるなどの効果も期待できます。

協力する県民の側からは、ボランティア活動を行う機会の拡大につながります。そもそもボランティア活動は犠牲的精神で社会のために尽くす活動ではなく、自己実現を図るための活動であり、今やボランティア活動への参加意欲は県民の間に大きな高まりをみせています。

以上のような意義があることから、県としては、今後ともボランティアグループ・個人との協力を一層推進していく必要があると考えています。

また、ボランティアグループから協力の申入れがある場合には、組織としての形態がしっかりしていないことを理由でこれを拒むことなく、何らかの形で連携を行い、その過程を通じて県及びボランティアグループの双方が成長し、将来の協働へとつなげていくよう努めることが必要です。ボランティア個人からの申入れについても、NPO やボランティアグループの活動を紹介するほか、個人でできるボランティアの受入れなども検討し、その意欲や積極性を摘むことのないよう配慮することが大切です。

## ( 2 ) ボランティアグループ・個人との協力における留意点

県がボランティアグループ・個人と協力を進める際には、ボランティアと協力するという意識を職員全体が共有すること。ボランティアを活用して安上がりに行政サービスを進めようとの意識を排除すること。ボランティアが自ら活動内容等を考えるなど協力の質を高めていくこと。などに留意する必要があります。

県は、ボランティアグループ・個人との協力をすでに進めていますが、その際注意すべき点として次のことが挙げられます。

第1に、ボランティアと協力するという意識を職員全体が共有していなければなりません。一部の職員だけがボランティアの担当であり、他の職員は無関係という体制では、ボランティアを受け入れる真摯さが全く異なってきます。協力の効果が期待できるどころか、かえって悪い面が出ることにもなりかねません。

第2に、ボランティアをただの労働力として活用して安上がりに行政サービスを進めようとの意識を排除しなければなりません。この意識は県民のボランティア活動への意欲をそぎ、ボランティア活動から遠ざける結果を生むということに注意しなければなりません。

第3に、現在行われている協力は、施設の管理者側がボランティアにやってもらうことを決め、これをお願いするという形で行われているのが一般的です。ボランティア導入当初はこの方式でまず始めることになるでしょう。しかし、協力が進んだ段階では、ボランティア業務の内容や在り方、県民サービス向上方法などについて、ボランティア同士が話し合い、さらに職員とともに行政サービスの在り方などについて意見交換を行い、主体的な活動としていくなど、より協力の質を高めていくことが重要です。

## ( 3 ) 「協力」から「協働」へ

ボランティアグループ・個人は、組織としての形態を備えるまでにいたっておらず、活動の継続性などに弱さがあることから、組織化を支援し協働を目指すことが重要です。この際、ボランティアグループ・個人の意思に十分配慮する必要があります。

ボランティアグループ・個人は組織としての形態を備えるまでにいたっていないことから、NPO による組織的な活動と比較すると、活動の継続性、安定性に弱さがあります。このため、集団としてまとまりのある活動が求められる場面では、コーディネーター役や世話人といった中心人物が必要となります。このため、行政がコーディネーターや世話人の役目を果たしたり事務局を担当するなど、行政が関与している場

合が多いのも実情です。しかし、これでは行政と真に対等な立場に立つことは困難です。

ボランティアグループ・個人が行政と対等な立場で事業を協働するためには、代表者の選任、会則の制定、事務局機能を持つなどの組織化を図り、自立して主体的に活動を行う団体となる必要があります。

県では、「ボランティアグループ・個人との協力」がより継続的、安定的な「NPOとの協働」へと発展するよう、これらの組織化を支援していきます。この際、ボランティアグループ・個人の意思に十分配慮し、無理に組織化を進めるのではなく、自発的な意思を尊重します。

#### 4 NPO との協働の基本的考え方

##### (1) 協働の意義

県が NPO と協働する意義としては、多様化する県民ニーズへの対応、県政への県民参画の促進、県民サービスの向上と行政のスリム化、NPO 活動の活性化などが考えられます。

##### 多様化する県民ニーズへの対応

行政が公共サービスを提供する場合、公平性や効率性が強く求められ、また、議会の議決を要するなどの制度があります。これらは、行政として重要な行動原理であり、民主主義を守るために必要な仕組みなのですが、多様化する県民ニーズに個別に又は迅速に対応することが困難になる場合があります。県と NPO が協働することによって、多様で先駆的なサービスを柔軟かつ迅速に提供することができる NPO の特性を活かして、多様化する県民ニーズへの対応が可能となります。

##### < NPO 活動における 5 つの特性 >

機動性：自らの意思と責任で、すばやく行動することができます。

柔軟性：個別的できめ細かなサービスの提供など柔軟な対応ができます。

先駆性：独自の考え方で先駆的、創造的な取組みができます。

多様性：それぞれの価値観で多様なサービスを提供することができます。

専門性：活動する分野において高い専門性を有しています。

### 県政への県民参画の促進

県では平成 14 年度から審議会等の委員の一般公募を開始するなど、様々な形で県民の県政参画の機会を提供していますが、今後はさらに主体的な参画を進めていく必要があります。その有効な手段として協働が考えられます。

多様な県民によって構成されている NPO と様々な分野で相互に意見を聞き、お互いの考え方を尊重して協働を進めることは、県民の行政への参画促進につながり、県民の自主的で主体的な県政参画の重要な手段となります。

さらには、県民 = 公共サービスの享受者という図式を超えて、県民自らが創意工夫を凝らして、自らの手によって、あるいは行政と協力して、サービスを提供し、これを享受するという新しい社会を作り出すことも可能となります。

### 県民サービスの向上と行政のスリム化

行政とは異なる発想や行動原理を持つ NPO と協働することにより、事業の必要性や進め方について新たな視点を獲得ことができ、県職員の意識改革にもつながるほか、NPO の特性を活かしたきめ細かで柔軟な対応が可能となるなど質の高い県民サービスを提供することが可能になります。

また、協働が定着し、NPO が公共サービスを担う実績を積み上げることは、公共部門は行政が担うものであるという既成概念にとらわれることなく、公共性・公益性を行政自身が問い直すことを促すことになり、行政の守備範囲の見直しにつながり、結果として行政のスリム化が期待できます。

### NPO 活動の活性化

協働を行うことは、NPO 側にとっても、自らの使命・目的をより効果的に実現できる機会であるとともに、新たな仲間との出会いや活動の場が広がるなど、活動をさらに活性化できるというメリットがあります。また、NPO としての運営基盤の強化や政策提言力の向上など組織のレベルアップを図ることも可能となります。

しかし、協働は、NPO にとって負担となる場合もあり、協働自体が目的化するという危険性もはらんでいます。あくまで NPO 自身の本来目的と協働の意義を見失わないように行う必要があります。

## ( 2 ) 協働における 3 つの基本原則

協働を行うに当たっては、  
それぞれの主体が自立し対等な関係にあること。(自立・対等性)  
相互に相手の特性を理解しあうこと。(相互理解)  
協働して行う事業に関して目的を共有すること。(目的の共有)  
の 3 つの基本原則を、県及び NPO の両者が十分理解して進めることが不可欠です。

このガイドラインでは、協働を「NPO と行政が相互に相手の行動原理や特性を認め、対等な立場で、共通する公共的課題の解決に向け、公共サービスの提供などで連携すること」と定義していますが、協働を行うに当たっての原則は、協働とは何かを問い直すことによって明らかになります。

第 1 に「自立・対等性」です。協働するそれぞれの主体は、その意思決定にあたって、第三者や協働の相手に左右されない自立性が確立されていなければなりません。同時に両者は、一方が協働事業を主導し、他方がこれに従属するという関係ではなく対等な関係でなければなりません。

第 2 に「相互理解」です。県と NPO はお互いの特性 (NPO の持つ専門性、柔軟性、機動性。県の持つ公平性、平等性、民主性など) や立場を十分理解し、お互いの提案、批判に謙虚に耳を傾ける姿勢が大切です。

第 3 に「目的の共有」です。ともに公共的サービスの提供主体であり、最終目標が県民の福祉向上という点では同じです。その価値観を共有するとともに、協働を行おうという事業について、県民ニーズなどを的確に把握し、目指すべき目的・目標を共有することが必要です。



主な協働手法を紹介すると、次のとおりです。

#### < 協働委託 >

概要：県が NPO に対して、協働になじむ事業を委託する手法です。目的を共有できる事業について、行政にない専門性・先駆性や NPO のネットワークが活かせるような事業に有効です。

留意点：事業の実施主体は県であり、最終的な責任も県にあります。単なる行政からの委託（下請け）とならないよう、両者が積極的に関わっていくことが求められます。また、NPO の自主性が発揮され効果的な事業となるよう企画の段階でコンペを実施するなどにより NPO の参画を促し、仕様書に NPO の意見や考え方が反映できるよう努めます。

#### < 共 催 >

概要：NPO と県が主催者となって共同で一つの事業を行う手法です。行政にない専門性や NPO のネットワークを活かすことができます。

留意点：事業目的と情報の共有化が高度に求められます。また、相互の役割分担、経費分担などを取り決めておくことが重要です。

#### < 実行委員会・協議会 >

概要：NPO と県などで構成された「実行委員会」「協議会」が主催者となる手法です。参加団体の持つお互いのノウハウが活用され、交流・連携を図ることができます。

留意点：共催と同様に事業目的と情報の共有化が高度に求められます。また、参加団体間の役割分担、経費分担を取り決めておくことが重要です。

#### < 事業協力・アダプト >

概要：NPO と県との間で、それぞれの特性を活かす役割分担などを取り決めた協定を結び、一定期間、継続的に事業を協力して実施する手法です。このうち、地域内の NPO が道路、公園、小河川などの「里親」となって、清掃、植栽管理などを行うものをアダプトと呼ぶ場合があります。NPO は県と協定書を結び、県は必要な物品の貸与や傷害等の保険の負担、活動団体の掲示などを行います。

留意点：目的、役割分担、責任、経費分担、協定の有効期間などの項目を取り決めます。単なる下請けにとらえるのではなく、県民の積極的な参画につながるよう、NPO と県との信頼関係を構築していく過程が重要です。

#### <協働補助>

概要：県が取り組んでいない事業や県ができないきめ細やかなサービスなどで、NPO が主体的に行うものに対して、県がその事業等を助長するため金銭等を交付する手法です。NPO の自主的な活動が望めるとともに財政基盤の弱いNPO への支援となります。

留意点：事業実施主体はNPO であり、実施責任はそのNPO にあります。行政に依存する危険性があるため、期間を限定するなどの工夫をする必要があります。なお、単に金銭等を交付すれば協働ということではなく、交付の際や交付後においてもNPO と県が対等な立場で協議することが求められることを明確にすることから、ここでは「協働補助」とします。

#### <後援>

概要：NPO が行う公益性の高い事業について、「富山県」の後援名義の使用を認めて支援する手法です。NPO 活動への社会的信用を増し、県民のNPO への理解を深めることにもつながります。

留意点：団体そのものを後援するのではなく、事業ごとに公益性を判断する必要性があります。

#### <物的支援>

概要：公益性の高い活動を行うNPO に、公共の空き施設などの提供、活動に必要な物品、用具の提供の支援を行う手法です。

留意点：NPO の自主性を阻害しないようにするとともに、他のNPO との公平性に留意しなければなりません。

#### <情報交換・提供>

概要：双方が持っている情報を積極的に提供し、活用する手法です。特に県は多くの情報を有していることから、NPO の求めている情報を適切に提供することが求められます。

留意点：情報交換・提供を通して、NPO と県との信頼関係を構築していく必要があります。

#### (4) 協働になじむ事業分野

協働になじむ事業としては、NPO の特性を活かすことのできる事業が考えられます。これを県の事業でみると、公の施設の管理運営・企画、各種イベントの実施、講座・講習会の開催、広報・普及啓発、調査研究・計画策定、相談業務、外部評価など様々な事業分野が考えられます。

協働になじむ事業としては、きめ細かな対応が求められる事業、地域の実情に精通している必要がある事業、高い専門性が求められる事業、行政が着手したことのない先駆的な事業など、NPO の特性を活かすことのできる事業が考えられます。

このような性質の事業は様々なものが考えられますが、県の事業から見た場合、協働になじむ事業分野の例としては、次のものがあります。

##### 《公の施設の管理運営・企画》

平成 15 年の地方自治法の改正により、NPO 等の民間事業者が公の施設の管理を受託することが制度上可能となりました。多くの県民が利用する県の施設の運営や事業企画・実施などに NPO の柔軟な発想や当事者性、ネットワークを活かすことにより、利用者である県民のニーズに対応した運営・企画が期待できます。

なお、一気に管理運営全体を委託することが無理な場合も、管理の一部や事業企画への参加を募ってみることも大事な協働です。

##### 《各種イベントの開催》

様々なイベントの実施は、NPO の斬新な企画力やネットワーク力が活かせる事業分野です。企画段階から NPO に参画を求めることで、県職員が思いつかない発想や事業展開が可能となり、広く県民への広がりを持つことも期待できます。

##### 《講座・講習会の開催》

NPO は自らの専門性を活かした特色ある講座や講習会を実施しています。特に NPO は実践や現場を大事にしていることから、協働することにより、県が実施するのは一味違った講座や講習会の開催が可能となります。

##### 《広報・普及啓発》

広報や普及啓発は、NPO の持つ幅広いネットワークが効果的に生かせる事業分野です。普及啓発用の冊子やビデオづくりなどもノウハウを持つ NPO も多く、県との協働が期待できます。

### 《調査研究・計画策定》

調査研究や計画策定は、NPO の専門性やたくさんのボランティアの機動力を活かすことのできる事業分野です。きめの細かい調査・研究や県民参画による計画策定が期待できる分野です。

### 《相談業務》

県民からの相談に対する助言は、NPO の専門性、柔軟性、機動性を活かすことができる事業分野です。活動に基づく様々な経験をもとにした当事者性を発揮した親身できめ細かな対応が期待できます。

### 《外部評価》

県事業を見直す場合などにおいて、その事業の外部評価を協働するものです。NPO の持つ専門性を活かしつつ、行政とは異なる視点と行動原理に基づいた客観的な評価が期待できます。

## 5 協働事業の進め方

### (1) 協働事業選定における協働

協働事業を選定するにあたっては、新規事業・既存事業の両方について、NPO と協働できる事業はないかという観点に立って検討することが必要です。その上で、NPO と意見交換の場を持つなど企画段階から NPO と協働して事業を選定することも必要です。

NPO と行政は共に公共サービスの提供主体であり、非営利という共通の特徴を持っていますが、NPO はまさに多様な目的を有し様々な考え方に基づいて行動しています。NPO と行政はそれぞれ独自に活動しているのが一般的です。したがって、事業によっては協働できるものもあれば、対立又は競合するものもあります。

しかし、協働事業の選定にあたっては、協働することができるのではないかの観点に立って検討することが必要です。事業担当課自身が、新規事業を考え、既存事業を見直す段階で、「NPO に任せるべき事業なのか、NPO と連携してやっていける事業なのか」を問い直して見る必要があります。はじめから協働する事業がないという考えでは、協働できる事業をも見落としてしまいかねません。

その上で、県民の高いニーズがあるか、協働事業は可能か、協働によって効率性や住民サービスの向上は図られるのかなどについて、県と NPO が対等な立場で意見交換などを行う場を設定するなどにより協働を行います。このように、事業を選定する企画段階から NPO の参画を促進していく姿勢も大切です。

### < 協働事業検討のポイント >

- ・ 行政自らが実施すべき事業か。
- ・ 高い県民ニーズがあるか。
- ・ 協働によって NPO の特性を活かすことができるのか。
- ・ 協働することがサービスの向上につながるか。

### ( 2 ) 協働手法選定における協働

協働手法は、事業の必要性と行政のかかわり方、相手方になることが予想される NPO の自立性の維持や特性発揮の可能性などを総合的に判断し、NPO の意見も取り入れて、最も効率的・効果的な手法を選定します。

協働事業を具体化するためには、事業目的に照らして最も適切な手法を選択する必要があります。そのためには、事業の必要性と行政のかかわり方、協働相手となることが予想される NPO の目的や実力に応じてその自立性を維持し特性を発揮できるかという点なども総合的に判断して、NPO の意見も取り入れて、最も効率的で効果的な協働手法を選択することが重要です。併せてその役割分担や経費分担の大筋を明らかにしておかなければなりません。

主な協働手法の概要やメリットを 4 ( 3 ) 「協働の領域と手法」に掲げましたが、今後協働が進む過程で新たな協働手法が生まれる可能性もありますから、これらに限定せず、各事業に最もふさわしい手法を NPO との協働の中で検討していくことも必要です。

なお、協働事業・手法の選定段階における協働の相手方は、協働事業実施段階の相手方と一致することもあれば、必ずしも一致しないことも考えられます。協働する段階や事業・手法によって、NPO に求められる事業遂行能力のレベルも違ってきます。また、事業の公平性・公正性、効率性などの観点にも十分配慮する必要があります。

### ( 3 ) 協働する NPO の決定

県内 NPO の活動実績、事務局体制、財政規模などの情報収集に努め、協働事業を着実に進め、質の高いサービスの提供ができる NPO をパートナーとして決定することが必要です。

協働事業を効果的に行うためには、まず、事業目的に最も適した NPO をパートナーとして決定しなければなりません。県内では様々な NPO が活動しており、目的、組織の形態、スタッフの状況、活動内容などにおいて多種多様です。協働事業や手法の選定の場面では県民ニーズの把握や企画力が重要ですが、事業の実施の場面ではまさに協働する事業内容によって必要とされる事業遂行能力は異なってきます。

例えば委託事業を協働手法とする場合でも、計画策定を行うのかイベントを行うのかでは異なってきますし、全県を対象とするか一定地域を対象とするかでもずいぶん異なってきます。

このため、県内 NPO の活動内容・実績、会員数・事務局体制、財政状況など情報収集に努め、設立理念や協働意欲なども勘案し、協働事業を着実に進め、質の高いサービスの提供ができる NPO をパートナーとして決定することが必要になります。

また、決定に際しては、なぜその NPO と協働するのかについて、公平かつ公正でなければならないのは一般の事業における業者決定と同様です。なお、協働事業選定や協働手法選定の協働を行った NPO と事業実施段階も協働する場合には、より高い公平性と透明性が求められることとなります。

#### < 協働相手決定のポイント >

- ・ NPO の設立理念
- ・ 協働意欲
- ・ 活動内容、実績
- ・ 会員数、事務局体制
- ・ 団体運営の透明性
- ・ 財政状況

などから総合的に事業遂行能力を判断します。

#### ( 4 ) 事業実施前の協働

事業実施の前には、両者がそれぞれ有している情報を交換し合い、共有することが必要です。また、それぞれが担当する役割を明確にし、おのおのが役割を誠実に果たすことが求められます。

4 ( 2 ) において、協働の 3 つの基本原則を紹介しましたが、これらの原則を支え協働事業を効果的に進めるためには、事業実施前にお互いが有する情報を交換しあうことが必要です。

特に県には、広域行政を担当する行政主体として様々な情報が集まってきます。情報の中にはプライバシーに係るものなど開示できないものもありますが、協働する NPO は共通の目的をもったパートナーであるとの認識のもと、求められた場合だけでなく県から積極的に情報を開示することが重要です。できるだけ情報を共有しようという姿勢こそ相互の信頼関係を築く第一歩なのです。

また、協働する当初において、それぞれの役割を明確にしておくことも重要です。相手方に一方的に任せてしまうことや反対に任せるべきことについて行き過ぎた指図

をすることのないよう、お互いの役割を明らかにし各々が責任を誠実に果たすことが求められます。

なお、どのようなスケジュールで事業を行っていくかなどの事業計画を定める点は、通常の事業執行と同様です。

<情報共有のポイント>

- ・求められた情報開示に適切に対応しているか。
- ・求められる前に情報を開示する姿勢といえるか。
- ・開示できないとした情報は本当に開示できないものなのか。

<役割分担のポイント>

- ・それぞれの役割を明確にする。
- ・任せきりにしたり、行き過ぎた指示をしていないか。

### (5) 事業実施中の協働

事業実施中の節目において、事業計画やスケジュール表に基づいて事業が順調に進んでいるかはもちろん、協働の基本原則をきちんと守っているか、役割分担を誠実に果たしているかなどについて相互に自己評価を行い、その上で両者が協議します。

事業計画などに基づいて、事業がうまく進んでいるかの進行管理を行うことはもちろんですが、節目節目において、お互いが協働の基本原則をきちんと守っているか、役割分担を誠実に果たしているかなどについて、自己評価を行います。そして、その結果を相互に示して、うまくいっていない場合にはその原因はどこにあるかなどを両者で協議していくこととなります。

<事業実施中のチェックポイント>

- ・協働の基本原則は守られているか。
- ・役割分担を誠実に履行しているか。
- ・進行管理は適切か。

### (6) 事業実施後の協働

事業終了後は、協働の目的を達成できたかなどについて、協働事業評価シートを利用して評価を行い、今後の事業に活かしていきます。

協働事業実施後においては、協働によって提供したサービスなどが、その事業目的を十分達成するものであったか、手法は適切だったか、相手方は適切だったかなどについて、事業実施課とNPOがそれぞれ自己評価を行います。そしてこれを持ち寄って相互に意見交換を行うとともに、その結果をとりまとめ、NPO担当課(男女参画・ボランティア課)に報告します。NPO担当課は各事業の評価結果をとりまとめ、そ

の概要を公表し、今後の事業の実施に活かしていきます。

なお、評価を行う際には、評価項目などを記載した「協働事業評価シート」などを利用して行うことがより効率的です。

< 協働事業の評価のポイント >

- ・ 協働を採用したことの適否
- ・ 目標の設定は適切だったか。
- ・ 協働の目的は達成できたか。
- ・ 協働の手法は適切だったか。
- ・ 協働相手は適切だったか。決定は適切に行われたか。
- ・ 情報の共有は適切になされたか。
- ・ 協働の基本原則は守られたか。
- ・ 費用対効果はどうだったか。 など

( 協働事業評価シート例・・・附属資料 1 )

## 6 本県の協働事業の現状と展望

( 1 ) 本県協働事業に係る調査結果

協働を行っている・予定があるとした室課は28で、協働手法としては委託や補助が多く見受けられました。協働する予定がない室課は61あり、そのうちそもそも協働する事業がないとする室課は45ありましたが、中には今後の協働を検討している室課もありました。

本庁の89室課(所管の出先機関を含む)に対して、NPO と協働事業についてアンケート調査を行ったところ、「現在協働を行っている」としたのは26室課、「今年度行う予定あり」としたのは2室課で、合計で28室課(約30%)でした。採用している協働手法は、補助が33、委託が25、事業協力が13となっています(複数回答)。

「NPO と協働できる事業はあるか」の質問には、そもそも協働する事業がないと答えた室課がほぼ半数ありましたが、協働する事業がどこかにあるという視点で協働事業を洗い直すことが必要です。

協働したい事業には、ボランティアの参画を内容とするものも見受けられましたが、災害時応援体制や農山漁村交流対策事業などについて NPO との協働を検討しているものもあり、今後の事業実施が期待されます。

( 県の各部局から提示された協働希望事業一覧・・・附属資料 2 )

## ( 2 ) 県内 NPO 調査結果

県内の NPO に調査したところ、回答が得られた 137 団体のうち、これまで協働したことがあると回答したのは 76 団体、今後協働したいと回答したのは 109 団体と協働への意欲の高さがうかがえます。

なお、市町村事業での協働を考えている NPO も多く、市町村への情報提供などを行います。

県内では様々な分野で多くの NPO が活躍しています。平成 15 年 8 月末現在で県民ボランティア総合支援センターには、県や市町村の外郭団体を除いて約 500 の参画団体が登録されています。また、特定非営利活動法人（いわゆる NPO 法人）として 59 法人が認証を受けています。

これらの NPO に対し、これまでの行政との協働実績や、今後の協働意向について調査を行いました。（回答 137 団体）

まず、これまでの協働実績ですが、行政との協働実績があると答えた NPO は 76 団体（55%）と過半数以上でした。内容は地元市町村や市町村社会福祉協議会とのイベント開催における事業協力が多く見られました。県との協働としては、イベント開催や調査の実施のほか、障害者福祉、自然環境分野などで行われていました。

協働事業の評価としては、これらの NPO のうち 72 団体（95%）が肯定的な評価をしており、「行政の理解を得ることができた」、「行政の支援により事業が円滑に実施できた」ことを上げた団体が多くなっています。

今後協働を希望する NPO は、109 団体（80%）とかなりの割合を占めており、協働への意欲の高さを示しています。事業としては、これまでの協働事業を継続したいとするものや具体的内容が記載されていないものも見受けられましたが、新たにイベントやワークショップの開催を協働したいとするものなど様々な分野で協働事業の提案が見られました。

なお、本県の NPO 活動は市町村の区域内で行われているものも多く、希望している協働事業の中には市町村の事業が見受けられました。このため、市町村に対し今回の調査結果を示し、市町村における協働促進に役立てます。また、県と中間支援団体は、市町村への NPO 情報の提供や協働相談なども行い、市町村における NPO との協働推進を支援していきます。

（NPO から提示された協働希望事業一覧・・・附属資料 3）

### ( 3 ) 協働可能事業

今回の調査で、既に行われている協働事業については一層協働を進めていく必要がありますが、新たに協働を希望する事業については双方の希望が合致するものはありませんでした。将来の協働事業につなげるためには、新たな取組が必要と考えられます。

今回の調査では、行政と NPO との協働事業が多数上げられていました。これらについては、今後このガイドラインなども参考として、一層協働を進めていく必要があります。

また、県と NPO の双方から新たな協働事業の希望が上げられましたが、今回の調査は、県として協働を希望する事業・分野を示し、又は NPO の活動や協働希望事業を示した上での調査ではなかったことなどもあり、双方の希望が合致するものはありませんでした。

このガイドラインでは、それぞれの協働希望事業とともに、全国での協働事業例を参考として掲載し、今後の協働事業実施への糸口としますが、潜在的な協働可能事業を協働事業として実現するためには、新たな取組が必要と考えられます。

( 全国における協働事例・・・附属資料 4 )

## 7 協働に向けた課題

### ( 1 ) 県、NPO それぞれの課題

県としては、職員の NPO や NPO との協働についての理解を深めるとともに、協働事業を発掘しサポートする体制を整えることが重要です。また、NPO としては、人材確保・人材養成や協働に関する理解を深めることが必要です。

県では、一部の室課で NPO との協働事業を行い、NPO に委託や補助等を行ってはいるものの、県職員の NPO や NPO との協働についての理解は、まだまだ低いと考えられます。NPO はどのような考え方をしているのか、協働にはどんな意義があるのか、協働事業を進めるにはどんな点に留意しなければならないのかなどについて、事業を企画・実施する県職員の理解を深める必要があります。また、職員意識の問題としてだけでなく、県として協働事業を発掘しサポートする体制を整えることも重要です。

また、NPO が協働事業を行っていない(行わない)理由としては、NPO の力量不足や協働する方法が分からないことなどが上げられており、NPO の人材確保・人材養成や、NPO としても協働の基本的な考え方や進め方についての理解を深めることが必要です。

## ( 2 ) 情報収集・提供システムの確立

現在のところ、県と NPO の双方において相手方の情報が十分に分からない状況にあります。県及び NPO の協働に関する情報について双方向の収集・提供システムを確立する必要があります。また、両者が気軽に意見交換や話し合いをすることができるシステムも必要です。

今回の県、NPO の調査などから、県職員からは、どんな NPO があるのか、またどんな NPO がどんな協働事業を行いたいと思っているのか分からないという意見がありました。また、NPO からも相手方が分からないため協働を行わないという意見があったほか、さらに協働希望のある NPO からは、協働を進めるための条件整備の上位項目として、協働情報の提供や意見交換会等の開催が上げられています。

県では、県事業の内容や NPO との協働の予定があるのかを適宜収集し、効果的な手段により NPO をはじめ県民に公開するとともに、NPO 側の情報を収集し県の各部署に伝えていく、双方向の情報収集・提供システムを確立する必要があります。

また、協働に興味・関心のある NPO と県が気軽に意見交換や話し合いができるよう、これらをつなぐシステムも必要です。

## ( 3 ) 協働コーディネーターの育成

協働を行う場合、NPO と行政の間に立って、意見調整などを行う協働コーディネーターの存在が求められます。しかし、現在協働のコーディネートを経験した者が県内にほとんどいないことから、今後育成していくことが必要です。

協働事業を行う場合、事業開始前の段階から事業終了後、評価を行う段階まで、行政と NPO の間に立って、協働の基本原則が守られているかを確認しながら意見調整や事業の進行管理を行い、協働を効果的で有意義なものとする役割を担う「協働コーディネーター」の存在が求められます。この協働コーディネーターは、協働する NPO や各事業課の職員ではなく、第三者である NPO や中間支援団体（富山県民ボランティア総合支援センター・富山県ボランティアセンター）などであることが望ましいといえます。しかし、我が国では協働事業自体が始まったばかりであり、協働コーディネーターの役割を担える者が育っていないのが現状です。今後、富山県でも、NPO、中間支援団体及び県において協働コーディネーターの育成が必要です。

## 8 協働推進のための今後の取組

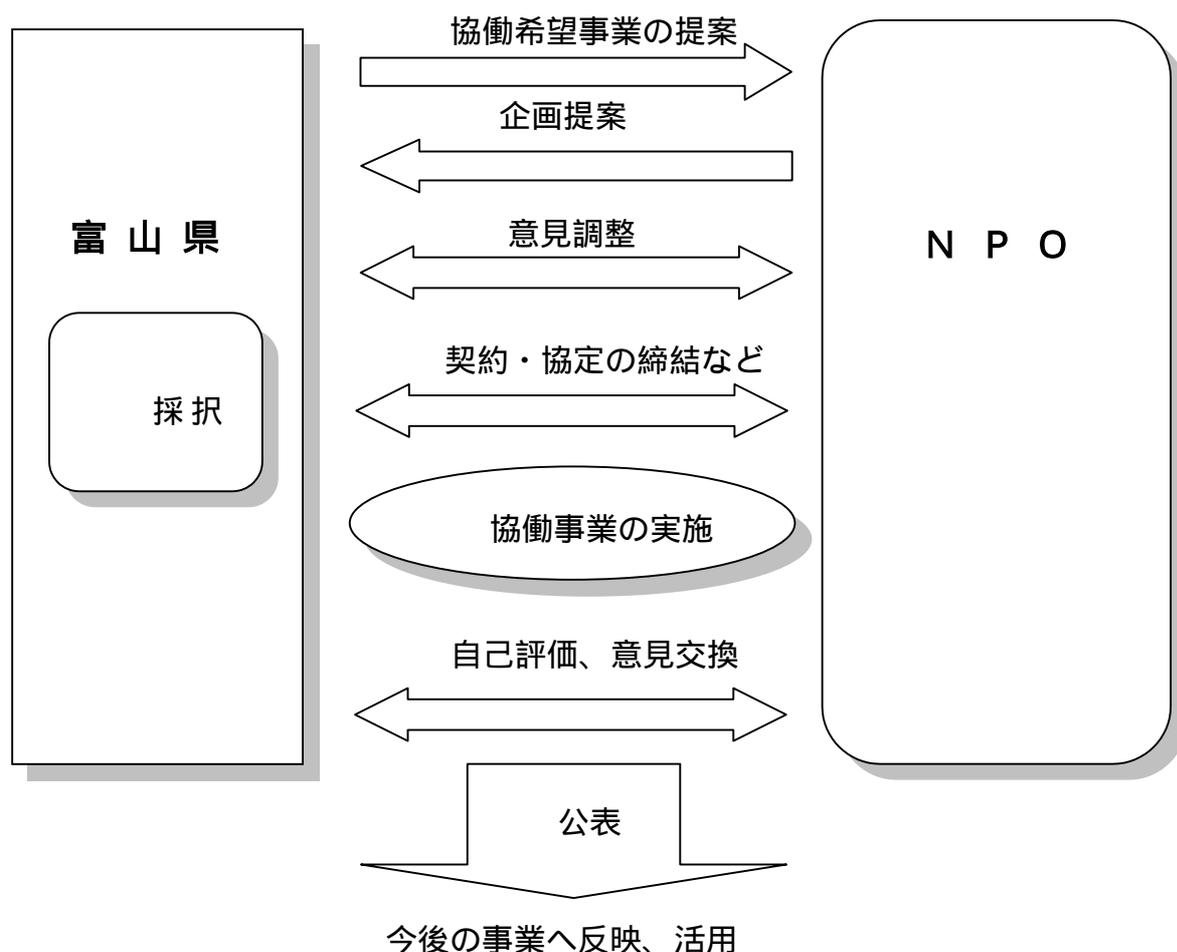
### ( 1 ) 協働パイロット事業の実施

県から NPO に協働希望事業を提案し、また NPO から県への企画提案も募集する「協働パイロット事業」の実施を検討します。このパイロット事業を行う過程で、協働の進め方やコーディネートのノウハウなどの経験を積み重ね、将来の協働の可能性を広げていきます。

NPO がこんな事業を県と協働したいと考えても、その考えを伝えるルートがないことがあります。また、県予算の要求時期の関係から提案事業を実現することが難しいということもあります。

このため、県として協働事業に係る事業費枠を設定し、事業を行う場合に各事業課に予算を配分する「協働パイロット事業」の実施を検討します。この事業は、県から NPO に協働希望事業を提案し、また NPO から県への企画提案も募集し、両者の意思が合致した場合に協働事業として実施するものです。そして、これを中間支援団体と NPO 担当課がバックアップする体制を整えます。この過程で協働の進め方やコーディネートノウハウなどについて、両者が経験を積み重ねることによって、将来の協働の可能性を広げていくこととします。

また、パイロット事業の実施にあたっては、一般競争入札の原則や契約保証金事前納付の例外が必要となることも予想されます。この場合には、その理由や契約にいたる経緯を公開し、透明性を確保することが必要です。



## ( 2 ) 理解の促進

協働を促進するためには、NPO 活動や協働に前向きな県職員を育成することがポイントであることから、協働促進のための研修会を開催するほか、ボランティア・NPO 情報の提供に努め、県職員の NPO 活動への参加促進を図ります。

これと同時に、NPO とその活動への県民の理解を深めることも重要なことから、NPO の現状や活動状況などを県民に情報発信するとともに、公開講座や県民ボランティア大会などを通じて普及、啓発に努めます。

### 県職員の理解促進

NPO と県との協働を促進するためには、県職員の NPO 活動への理解を進めるとともに、お互いの組織の特徴や行動原理などの考え方に違いがあることを十分理解し、協働に前向きな県職員を育成することがポイントとなります。すでに NPO や NPO との協働に係る職員研修が行われていますが、このガイドラインのダイジェスト版を作成し、職員研修に活用する等理解の促進に努めます。

県職員がボランティア・NPO 活動に積極的に参加することは、NPO 活動理解への近道であることから、ボランティア・NPO 情報の提供に努め、NPO 活動への参加促進を図ります。また、職員の短期派遣研修制度の NPO への拡大を検討します。

### 県民の理解促進

NPO の活動が促進され、また県などの行政との協働が促進されるためには、NPO とその活動への県民の理解が深まり、その役割の重要性が浸透することが必要です。

このため、県や中間支援団体の広報誌やメールマガジン、ホームページも活用して、NPO の活動状況などについて情報を発信するとともに、公開講座や県民ボランティア大会などを通じて、県民の理解が深まるよう普及、啓発に努めます。

## ( 3 ) 情報収集・提供システムの充実

県及び NPO の双方向の情報収集・提供システムを充実するため、広報誌やメールマガジン、ホームページ等における情報の積極的な提示と気軽に意見交換できる場の設定  
IT 総合支援事業の実施による NPO の情報発信力の強化  
などを進めます。

県及び NPO の双方向の情報収集・提供システムを充実するためには、それぞれにおける情報の積極的な提示や情報発信力の強化等が必要です。このため、

県や中間支援団体の広報誌やメールマガジン、ホームページ等において県事業の内容や協働希望事業を積極的に提示し、情報が伝わりやすい環境の整備を図るとともに、インターネット上の掲示板等の活用により、県と NPO がお互い気軽に意見交換できる場を設定するよう努めます。

IT 総合支援事業の実施により、NPO のホームページ作成を促進し、情報発信力を強化するとともに、中間支援団体のホームページとリンクさせることによって、NPO からの情報が入手しやすい環境づくりを進めます。

#### ( 4 ) NPO への支援

NPO の支援に今後とも努めるとともに、協働を進めるため、ボランティアグループ・個人の組織化推進や県民の NPO 活動への参加促進 NPO 法人設立認証期間の短縮や県民ボランティア総合支援センター内の NPO 法人設立相談窓口の設置 マネージメント研修の充実、協働に関するセミナーの開催などを進めます。

NPO への支援にあたっては、その自主性・自立性を尊重する観点から、間接的・側面的支援を基本に行うことが、「富山県民ボランティア・NPO 活動活性化のための指針」(平成 13 年 11 月策定)の中で述べられています。これまで、この指針に沿って、NPO への各種情報の提供や活動拠点の整備に努めてきたほか、先駆的・創造的な活動への助成、NPO 法人支援税制の創設、地域貢献型事業への融資制度の創設などを行ってきましたが、今後とも NPO の支援に努めます。

協働を進めるにあたっては、相手方となる NPO 自体が増加し、さらには法人化するなど社会的信用を高めるとともにその事業遂行能力や活動の質を高めていくことが求められます。このため、

ボランティアグループ・個人の組織化を支援するとともに、NPO やその活動を県民に広く紹介し、県民が NPO 活動に参加しやすい土壌づくりに努めます。

NPO 法人設立支援として、法人化支援セミナーなどの実施に加え、法人設立認証期間を法定の 4 か月以内から県独自に原則として 3 か月以内に短縮するほか、県民ボランティア総合支援センターに NPO 法人設立相談窓口を設置します。

事業遂行能力を高めるため、NPO との協働のもとに、マネージメント研修の充実や協働に関するセミナーなどを開催していきます。

#### ( 5 ) 体制の整備

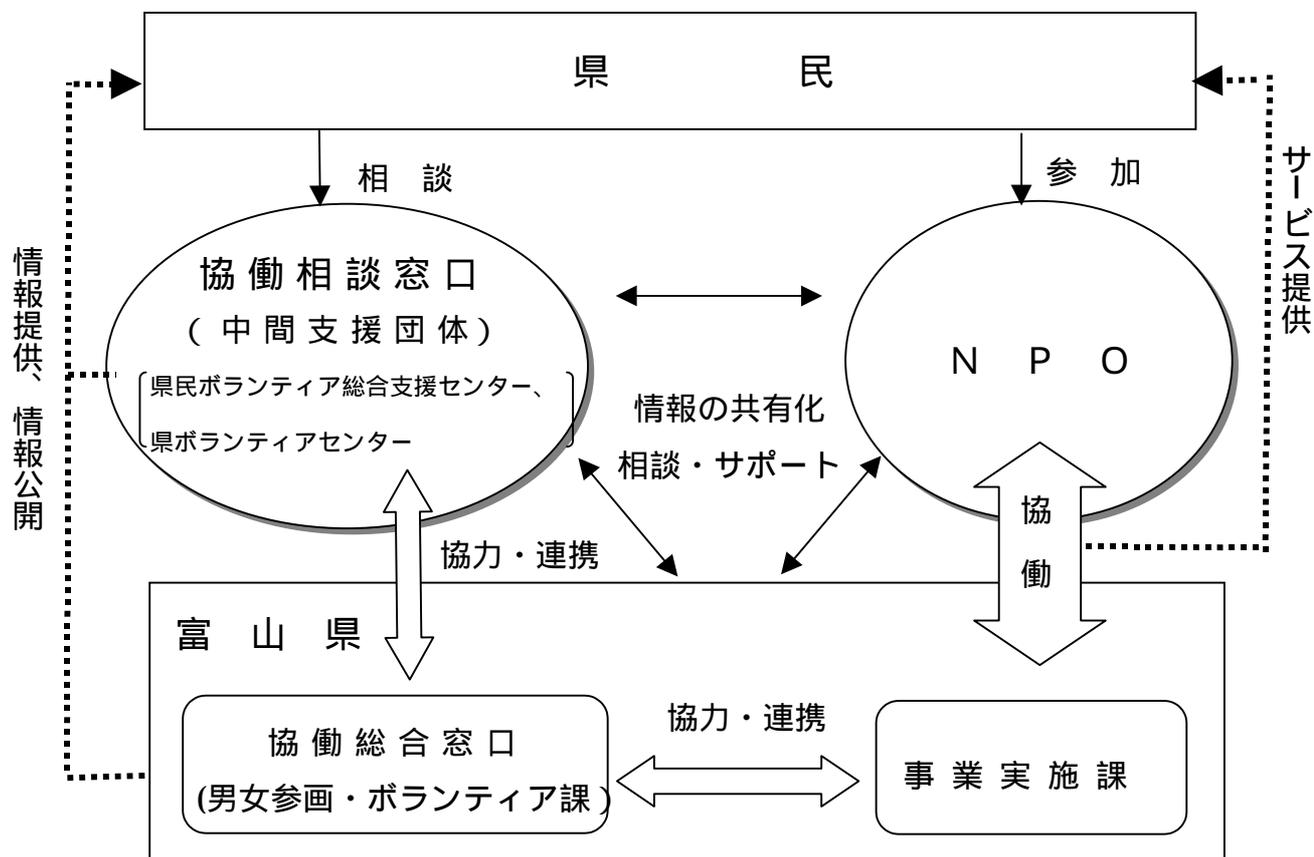
県の各部局から構成される協働事業推進の内部機関を設置し、全庁的に協働事業を推進する体制を整えます。また、NPO 担当課に「NPO 協働総合窓口」、中間支援団体に「NPO 協働相談窓口」の設置を検討し、相談、調整機能を持たせることとします。

県の各部局で協働を着実に進めるためには、全庁的な理解のもとに協働を進めていく仕組みが必要となります。このため、各部局から構成される「ボランティア活動推進行政連絡会議」を「ボランティア・NPO 協働事業推進行政連絡会議（仮称）」として改組し、定期的に協働事業の取り組み状況の点検や調整を行い、全庁的に協働事業を推進します。

また、NPO 担当課に「NPO 協働総合窓口」の設置を検討し、協働事業を行う各事業課との調整機能、NPO からの相談に応じる機能を持たせます。さらに、NPO が協働事業について気楽に相談できる体制を整える意味から、中間支援団体にも「NPO 協働相談窓口」の開設を検討し、総合窓口との連携のもと、NPO からの相談に応じていくとともに、NPO と県の橋渡しの機能を持つよう要請していきます。

この2つの窓口は綿密な連携を図りながら、県事業や協働事業に関する情報やNPO に関する情報を収集し、適切に提供を行っていきます。また、パイロット事業を進めるにあたっては、窓口の職員が協働コーディネーターとしての役割を果たしながら、実地を踏まえて研修を積んでいきます。

なお、NPO からの協働相談は各事業課に直接なされることが一般的です。この際、各事業課が責任を持ってその場で対応すること（ワンストップサービス）が基本となりますが、事業が他の室課にわたる場合については関係課の同席や話し合いへの参加を要請し、県内部における課題の調整を併せて図っていくよう努めることとします。



# 附 属 資 料



7. 議論しあえる自由な雰囲気を作りましたか。( )
8. 相互を理解し、対等な関係を築くことができましたか。( )
9. 事業の目的、成果目標を共有しましたか。( )
10. 事業計画、収支計画をともに作りましたか。( )
11. 協働する期間の設定についてともに考えましたか。( )
12. 事業における役割分担を明確にできましたか。( )

・計画段階において、記すべきコメントがある場合は、以下に書いてください。

#### 実施段階

1. 決められた役割分担を誠実に果たしましたか。( )
2. 進捗状況や事業に関する情報を共有しましたか。( )
3. 事業に関する課題の発生には、お互い連絡しあい、素早く対応しましたか。( )
4. 企画の修正は、お互いに十分議論し、柔軟に行動しましたか。( )
5. 事業内容の報告をつくり、公開しましたか。( )

・実施段階において、記すべきコメントがある場合は、以下に書いてください。

#### 成果の把握

1. 事業の成果目標は達成できたか、お互いに話し合いましたか。( )
2. 費用対効果はどうだったか。( )
3. 成果目標は達成できましたか。( )

成果:

・成果の把握において、記すべきコメントがある場合は、以下に書いてください。

#### 課題の抽出

1. 今後の課題をお互いに話し合いましたか。( )

・課題の抽出において、記すべきコメントがある場合は、以下に書いてください。

#### 改善案の作成

1. 改善案をお互い話し合い、作成しましたか。( )
2. 今後のお互いの役割分担を明確にしましたか。( )

改善案内容のポイント:

・改善案の作成において、記すべきコメントがある場合は、以下に書いてください。

附属資料 2

県の各部局から提示された協働希望事業一覧

部局名	協働したいと考えている事業	事業の概要等
経営企画部	地域づくり団体ネットワーク協議会の運営	県内各地にある地域づくり、まちづくりを進めている団体のネットワーク組織の運営を団体に任せたい。
	災害時応援体制の構築	災害時の救援ボランティア活動などについて、NPOと協働した体制づくりをすすめたい。
生活環境部	県展の運営	現在協力を受けている主婦等の専門アルバイトを組織化し、県展の協働運営を図りたい。
	県職員及び県民向けNPO理解促進事業	協働事業を促進するため、県職員及び県民向けの公開講座をNPOとの協働により開催したい。
	地域ぐるみ除排雪促進事業	除排雪を行う町内組織に対し除雪機購入補助を行う当該事業の実施主体としてNPOも検討したい。
商工労働部	経済の活性化、雇用機会拡充支援の事業	NPO法改正で追加された分野の活動を行うNPOと雇用機会拡充等を図るための事業を実施したい。
農林水産部	棚田保全等の普及啓発事業	現在ファンクラブ的色彩が強い「とやま棚田ネットワーク」の組織強化を図り、普及啓発事業を協働してすすめたい。
	都市農山漁村交流対策事業	都市農山漁村交流を推進するための人材の育成や情報受発信をNPOと協働してすすめたい。
	山地災害の早期発見、避難誘導等に関する事業	「山地防災ヘルパー」という団体の組織強化を図り、山地災害に関する事業の協働を行いたい。
土木部	歩道の除排雪作業	現在一部の地域において行われている歩道の除排雪作業について、ボランティア・NPOの協力を受けたい。
	高志き豊かな川づくり事業	県民本位で多自然型の川づくりを推進するため、懇談会へのNPOの参加やNPOの手による河川管理等について検討したい。
	森(びょう)プロジェクト事業	えきほく～富岩運河にかけての賑わいづくりを創出するプロジェクトについて協働可能な部分を検討したい。
	下水道公社解説ボランティア事業	下水道公社の施設や事業概要等について、解説を行うボランティアの発掘を図りたい。
教育委員会	インターネット市民塾等における各種講座の提供事業	各種講座の提供をNPOから積極的に受けたい。
	児童生徒の安全確保事業	各学校における児童生徒の安全確保を地域団体等と連携して図りたい。
警察本部	交通事故、犯罪被害者等の自助、支援ボランティアグループのNPO化	どこに相談したらよいかという点を明確化するため、左記の多数の団体を組織化し、総合窓口の設置等を図りたい。
	地域安全(防犯)活動	NPOが主体となった活動により、県民の地域安全(防犯)意識の高揚と県民の自主的な防犯活動の推進を図りたい。
	反射材貼付活動事業	歩行者や自転車利用者を交通事故から守るための反射材貼付活動をNPO等と協働してすすめたい。
計	18事業	

NPOから提示された協働希望事業一覧

部局名	協働したいと考えている事業
経営企画部	IT関連セミナーの講師等派遣、ITによる情報交換、IT知識の普及と市民交流のためのパソコンサロン設置等
	災害地へのヘリによる移動業務、災害救援活動、総合防災訓練
生活環境部	ライフプランセミナーの開催、保険・年金・相続等セミナーの開催
	外国人向け伝統文化行事の紹介、国連婦人開発基金活動の紹介、韓日交流、ドイツとの交流、県内国際協力団体のリスト作成と広報、東南アジア向けに絵本寄附
	ゴミダイエット作戦、ISO内部監査員講習、土壌汚染から市民生活を守る活動、優良産廃処理業者育成による不法投棄ゼロの環境づくり
	県立公園のパトロール業務、公園等緑地の管理
	NPO支援サイトの設立、災害救援ボランティア活動への協力、男女共同参画活動の推進
厚生部	安心して老いることができるまちづくりの調査等、介護保険適用外者の在宅自立支援、老健施設での車椅子ダンス普及、高齢者向け体操の普及、生きがい講座講師派遣
	障害者向けスポーツレクリエーション活動の振興、重度障害者向けスポーツフェスティバル開催、視覚障害者向けCD図書製作
	メンタルヘルス研修等への講師派遣、アルコール依存症ミーティング参加、糖尿病の広報活動と保護者のケア活動、0歳健診時の読み聞かせ、アレルギーやシックハウス環境改善勉強会
	子どもへの暴力防止活動ワークショップ開催、子育て中の女性向けアンケート調査、保育サポーター勉強会
商工労働部	中小企業向け雇用づくりのサポート、コミュニティビジネスに関する情報交換、就業意識調査、市場マーケティング
農林水産部	菊花栽培普及事業
	とよまの木利用促進PRとデータ蓄積、森林整備・ボランティア活動、ネットワーク形成
土木部	土砂災害地域パトロールの実施、危険区域の啓蒙活動
	河川敷や堤防の清掃や除草、屋気楼メカニズム解明のための河川水量データの提供
教育委員会	学校の環境教育指導者育成事業
	不登校、引きこもり問題の対応、青少年育成における各学校との連携、図書館のイベント受託、子ども読書シンポジウム
	盲学校への点訳奉仕、海外修学旅行における植林活動、小中学校への身近な環境保全授業
	伝統芸能のビデオ等による継承
	ボート教室の開催、スポーツ愛好者の交流、スポーツボランティア会員の活動機会提供、女子野球大会
警察本部	犯罪や非行のない社会づくり、青少年の犯罪、非行防止

附属資料 4

全国における協働事例

担当部局名	都道府県名	協働事業名	事業の概要	協働手法						
				共催	実行委員会・協議会	事業協力	委託	情報提供・情報交換	補助	その他
経営企画部	青森県	ITバリアフリーサポート事業	住民からのパソコン操作・利用に関する相談業務及び障害者や高齢者等を対象としたIT講習会をNPO法人に委託							
	群馬県	県市町村職員合同研修「政策立案基礎コース」	NPOに委託し、県内4ヶ所でワークショップ演習を実施する							
	岩手県	地域づくり事業企画立案・評価手法習得セミナー	地域活性化事業調整費事業等の事業評価手法を習得や企画立案機能の向上のためのセミナーをNPO法人に委託							
	和歌山県	自主防災組織リーダー等育成研修	防災ボランティアや地域リーダーの育成研修をNPOに委託							
生活環境部	奈良県	人権フォーラム奈良	市民活動団体「地球市民フォーラムなら」と県・県教育委員会が連携し、人権教育のためのフォーラムを開催							
	青森県	NPO実務講座事業企画運営業務委託	NPO実務講座事業の企画運営をNPO法人に委託							
	福井県	高校生交通マナーアップ推進事業	若者の交通事故防止を図るため高校生を対象に交通安全教室をNPO法人に委託して実施							
	埼玉県	国際協力NGO人材育成事業	国際協力NGO入門講座及びリーダーシップ講座の開催をNGOに委託							
	青森県	環境パートナーシップセンター事業	環境学習実践者のデータベースの運営及び環境学習実践者人材育成研修講座をNPOに委託							
	福岡県	水辺教室指導者育成事業	水辺教室指導者研究会を県・市町村・NPOとの協働で開催し、地域における河川の水質保全に向けた取組を促進							
	埼玉県	ミドリシジミを見る集いの開催	県の蝶ミドリシジミの観察会をNPOとの共催で開催							
厚生部	宮城県	バリアフリーみやぎ推進ネット事業	県内のバリアフリーに取り組む団体の連携を図り、自主的な活動の発展を促すため、会報の発行等による情報交換を行う							
	東京都	エイズボランティア講習会	エイズに関する相談を受け付けているNPOのレベル向上を図るための講習会をNPOとの実行委員会により実施							
	青森県	介護支援専門員現任研修事業	現に介護支援専門員として従事している者を対象に資質向上を図るための研修をNPO法人に委託							
	宮城県	精神障害者グループホーム運営費補助事業	地域で共同生活を行う精神障害者に世話を配置する住宅(グループホーム)の運営に係る経費の一部を助成							
	青森県	DV被害者シェルター活動支援事業	DV被害者のためシェルターを立ち上げる民間団体に対し、立ち上げ経費の一部を補助し、開設を促進する							
	東京都	ドッグランにおける犬のしつけ教室	海浜公園のドッグラン開設にあたって、NPO法人との共催により犬のしつけ教室を定期的に実施							
	長野県	外国籍県民心と身体の安心サポート事業	外国籍県民に対する健康相談会をNPO法人に委託して県内各地で開催							

## 全国における協働事例

担当部局名	都道府県名	協働事業名	事業の概要	協働手法						
				共催	実行委員会・協議会	事業協力	委託	情報提供・情報交換	補助	その他
商工労働部	宮城県	みやぎ雇用創出対策事業	非自発的離職者を公共職業安定所の紹介により常用雇用労働者として雇入れたNPO法人に対して奨励金を支給							
	長野県	サステナブルマネジメント研究会事業	企業の環境担当者を対象に「持続可能な製品づくり」のための研究会を開催し、NPOにコーディネーターとして依頼							
	長野県	再就職支援訓練事業	NPO等の機動性を有効活用し、多様な訓練受講機会を提供							
	埼玉県	彩の国フィルムコミッション事業	映画撮影候補地データベースに係るデータ収集をNPO法人に委託							
農林水産部	山梨県	やまなし・農村休暇邑育成事業	都市農村交流イベントをNPO法人の協力によって実施							
	長野県	森の学校モデル事業	森林体験プログラムの提供を地場産業として確立するために必要な人材育成事業をNPO法人に委託して行う							
土木部	東京都	東京都立芦花公園花の丘ボランティア	都立公園の管理について、NPO法人と協定を締結し、NPO法人が花壇の種まきや清掃、花壇管理への都民参加の受入れを実施							
	埼玉県	彩の国ロードサポートNEWS発行	ボランティア団体相互や団体と県・市町村の意見交換の場や交流機会の提供を目的とした広報紙の発行を行う							
	東京都	鶴見川の整備に伴う意見交換会	地域に親しまれる河川整備を行うため、地域の市民団体と意見交換を実施							
	滋賀県	住民参加型高度下水道促進事業	超高度処理などの新たな下水道事業を円滑に進めるため、NPO等と協働してPR活動を展開する							
	宮城県	みやぎ家内安全推進事業	日曜大工が困難な高齢者世帯を対象に家具等を床や壁に固定する作業をNPO法人に委託							
	岩手県	花巻空港緩衝緑地整備委託事業	緩衝緑地の実施設計、整備手法及び整備後の管理運営方法等について、NPO法人に委託し検討を行う							
教育委員会	長野県	長野モデル教育実践スクール検討委員会設置事業	モデル教育実践スクール検討会を設置し、NPO等と情報交換しながら、あり方や運営方法を検討							
	長野県	子どもサポートプラン	フリースクール関係者等、不登校に関わる人々と連携して「子どもサポートチーム」の編成と「プラン推進会議」を開催							
	千葉県	菜の花スクールモデル事業委託	不登校児童生徒の新しい居場所づくりを行うNPO法人にコンペ方式で委託							
警察本部	岩手県	犯罪被害者等支援事業費補助	犯罪被害者等が受ける二次的被害の軽減を図るための相談、カウンセリングを実施する民間団体に補助							
計		34事業								

# 参 考

## 1 富山県ボランティア・NPO協働ガイドラインの策定経緯

年 月 日	事 項
平成 15 年 4 月 22 日 ~ 5 月 14 日	県庁各室課対象のアンケート調査の実施
平成 15 年 6 月 12 日	富山県ボランティア・NPO協働ガイドライン策定委員会（以下「策定委員会」という。）の設置
平成 15 年 7 月 10 日	第 1 回策定委員会 ・ガイドラインの策定趣旨説明 ・県庁各室課対象のアンケート調査結果の報告 ・ガイドラインの骨子案の検討 ・県内NPO対象のアンケート調査内容の検討
平成 15 年 7 月 18 日 ~ 8 月 25 日	県内NPO対象のアンケート調査の実施
平成 15 年 10 月 8 日	第 2 回策定委員会 ・県内NPO対象のアンケート調査結果の報告 ・ガイドライン案の検討 ・今後の取組についての検討
平成 15 年 11 月 13 日 ~ 11 月 21 日	県庁各室課に対するガイドライン案への意見照会
平成 15 年 12 月 2 日	第 3 回策定委員会 ・ガイドライン案の検討
平成 16 年 1 月 13 日 ~ 1 月 30 日	パブリックコメントの募集
平成 16 年 2 月 17 日	第 4 回策定委員会 ・パブリックコメント募集結果の報告 ・ガイドライン最終案の検討
平成 16 年 3 月 31 日	富山県ボランティア・NPO協働ガイドライン策定

## 2 富山県ボランティア・NPO協働ガイドライン策定委員名簿

(敬称略、五十音順)

氏名	職業・役職等
伊藤 通子	国立富山工業高等専門学校技術部副技術長 とやま国際理解教育研究会事務局長
芝田 宣邦	富山市市民生活部参事(ボランティア推進担当)
島田 茂	(財)富山YMCA総主事 富山新世紀行政改革懇談会委員
中尾 晶美	氷見市社会福祉協議会事務局長 特定非営利活動法人ヒューマックス理事
萩野 聡	富山大学経済学部教授 富山県環境審議会委員
本田 恭子	コピーライター 環境教育ネットワークとやまエコひろば代表
前田 勝徳	特定非営利活動法人富山県民ボランティア総合支援センター 事務局長 富山県社会福祉協議会富山県ボランティアセンター所長
宮田 伸朗	富山短期大学教授・福祉学科長 富山県社会福祉協議会富山県ボランティアセンター運営委員長